

物流生産性向上に係る支援事業について

令和 7 年11月25日

農林水産省北海道農政事務所
生産経営産業部事業支援課

本日、ご紹介する支援事業

物流生産性向上推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

物流生産性向上伴奏支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

令和6年度 物流生産性向上推進事業 事業概要

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
(食料システム機構)

目次

1. 事業内容
2. 間接補助事業者
3. 事業申請から事業開始までの流れ
4. 事業申請の際の注意事項
5. 補助対象経費の範囲
6. 公募期間および問合せ先

1. 事業内容

(1) 本事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

(事業イメージ)



1. 事業内容

(2) 間接補助事業の内容

◆物流生産性向上実装事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

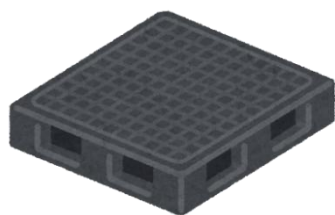
- ① 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入
- ② 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）
- ③ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
- ④ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
- ⑤ 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定

1. 事業内容

◆物流生産性向上設備・機器等導入事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
- ② 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
- ③ 上記の設備・機器等の導入の効果検証



2. 間接補助事業者

(1) 本事業を実施する間接補助事業者

- ① 中央卸売市場又は地方卸売市場の関係事業者で構成する団体
- ② 食品卸団体／食品小売団体
- ③ 食品流通業者（食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程に関する事業を行う者をいい、農業協同組合、農業協同組合連合会、食品製造事業者を含む。）と企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者又は貨物利用運送事業者等により構成する**協議会**

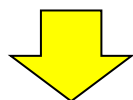
2. 間接補助事業者

(2) 間接補助事業者の要件

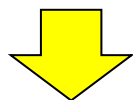
- ① 生鮮食料品等の流通の合理化又はラストワンマイル物流の確保を推進する意思及び具体的な計画を有していること。
- ② 適切な管理体制及び処理能力を有する団体で、代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること。
- ③ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること。
- ④ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく流通合理化事業活動計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（間接補助事業者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む。）。
- ⑤ 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- ⑥ 日本国内に所在し、間接補助事業及び補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- ⑦ 法人等の役員等が暴力団員でないこと。
- ⑧ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを補助事業者に提出（交付申請時）及び報告（事業実施状況報告時）すること。

3. 事業申請から事業開始までの流れ

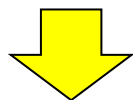
- (1) 物流効率化等を念頭に、**行いたい内容を検討**
継続的に効率化が図れる取組みか？ 投資に見合うリターンがあるか？・・・



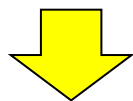
- (2) 上記を実行する上で、**複数の法人・団体等で組織した協議会等を組織**



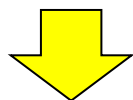
- (3) 行いたい事業に対して、②で組織した協議会等で**流通合理化事業活動計画を作成**して農林水産省から認定を取得



- (4) **課題提案書を作成**して食料システム機構の**公募に応募**



- (5) 公募採択後に**交付申請書を提出**



- (6) **交付決定後に事業を開始** (補助金が使えるのはここから)



4. 事業申請の際の注意事項

(1) 協議会等を作りましょう

協議会等複数の法人・団体等で構成された**団体で申請**する必要があります。

(2) 流通合理化事業活動計画の認定を受けましょう

活用するためには、農水省から「**流通合理化事業活動計画**」の**認定**を受ける必要があります。

(3) 成果目標をたてましょう

3年後に流通における目標数値として、下記を定めましょう。

- ① 流通における所要時間や経費等を**30%以上削減**
- 又は ② 取扱数量や金額等を**5%以上拡大**



(4) 事業内容に合わせて課題提案内容を検討しましょう

「物流生産性向上実装事業」「物流生産性向上設備・機器等導入事業」を
同時に応募することはできません。
事業内容を吟味してご提出ください。

(5) 事業経費はルールに基づき計画（計上）しましょう

- (例) ① 見積書・注文書・納品書・請求書・支払証明書等の**疎明資料は必ず保管**
(複数社見積が必要な経費は、3社以上見積を取る など)
- ② 委託費は**補助金の1/2未満**
 - ③ 協議会内部に発注する場合は、利潤を除外した**実費弁済**で計上 など

5. 補助対象経費の範囲

◆物流生産性向上実装事業

＊補助率（定額）上限金額：1 間接補助事業者あたり 4 0 百万円

（1）事業費：

- ① **パレット導入費**：原則、標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費
- ② **モーダルシフトに要する経費**：モーダルシフトへの取組にかかる経費
- ③ **会場借料・設営費**：会議等を開催する場合の会場借料・設営に係る経費
- ④ **通信・運搬費**：通信、郵便及び運送に係る経費
- ⑤ **設備・機器等借上費**：事務機器、試験機器等の借り上げに係る経費
- ⑥ **印刷製本費**：資料等の印刷に係る経費
- ⑦ **広告・宣伝・情報発信費**：ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等に係る経費
- ⑧ **資料購入費**：図書及び参考文献の購入に係る経費
- ⑨ **システム等開発費**：システム等の開発に係る経費
- ⑩ **各種認証等の取得に要する経費**：各種認証等の取得に係る経費
- ⑪ **消耗品費**：次の物品に係る経費

5. 補助対象経費の範囲

- 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品
- CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体
- 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等

（２）旅 費：資料の収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費

（３）人件費：本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当の経費

（４）謝 金：資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費

（５）委託費：事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託にかかる経費

（６）役務費：事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費

（７）雑役務費：

① **手数料：**謝金等の振込に係る経費

② **印紙代：**委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費

5. 補助対象経費の範囲

◆物流生産性向上設備・機器等導入事業

＊補助率（1/2以内） 上限金額：1 間接補助事業者あたり 1 0 0 百万円
（1 構成員あたり 4 0 百万円）

事業費

① 設備・機器等導入費：設備・機器等の購入及びリース導入にかかる経費

- ・パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。
- ・設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。
- ・コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。
- ・機械、機材、器具等を含む。

② 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費：納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費（共用サーバーの登録、システム導入時の初期設定を含む。）

③ 事業の実施及び効果検証等に要する経費：本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費

6. 公募期間および問合せ先

事業公募期間 令和7年7月14日～予算額に達する日まで
事業実施期間 令和8年2月27日まで

ご不明な点は、**食料システム機構** まで
お気軽にお問い合わせください。

問合せ先

(公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03 - 5809 - 2176

HP : <https://www.ofsi.or.jp/>

E-mail : logi-suisin@ofsi.or.jp



令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業 事業概要

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
(食料システム機構)

1. 事業内容等について

(1) 本事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に対し、現状抱えている課題の解決支援を行うことを目的としています。

(2) 事業内容

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣して支援します。

なお、専門家については、食料システム機構が指定する学識経験者、物流・経営コンサルタント等の他、専門家の公募も行う予定です。



2. 申請方法等について

(1) 申請者

本事業は、食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者であれば、どなたでも申請可能です。

(2) 申請方法

食料システム機構のホームページから誓約書（様式2）及び専門家派遣事業利用申込書（様式4）をダウンロードして、必要事項をご記入いただいた申請書を e-mail (logi-banso@ofsi.or.jp) で ご提出ください。

(3) 専門家の派遣

専門家の派遣は以下の手順で行います。

- ① 食料システム機構は申請書を受理後、速やかに申請者に連絡のうえ申請内容を確認します。
- ② 申請内容に問題がなければ、食料システム機構が相談内容に応じた専門家を派遣します。原則、専門家は食料システム機構が指定しますが、場合により申請者にお選びいただくことも可能とします。その場合は、臨時の専門家等登録推薦書（様式3）の提出を併せてお願いします。
- ③ 派遣された専門家は、担当者へのヒアリングや現場状況の視察等を通して、現状課題について確認したうえ、具体的な改善策を取りまとめます。
- ④ 申請者には一定期間、改善策を実践していただきます。改善策の検討の間、複数回専門家を派遣することは可能です。最終訪問時には、専門家が効果検証を行います。
- ⑤ 改善策・改善結果等を取りまとめた報告書を、派遣された専門家が作成します。その際、相談者の方に簡単なアンケートにご協力いただきます。

3. 問い合わせ先

事業実施期間 令和8年3月末日まで

(※) 事業募集は令和8年3月末日まで（ただし、予算額に達する日まで）としていますが、実施期間を勘案して応募ください。

ご不明な点は、**食料システム機構** まで
お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

(公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03 - 5809 - 2176

HP : <https://www.ofsi.or.jp/>

E-mail : logi-banso@ofsi.or.jp

